

平成 29 年度八雲町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、八雲町（以下「町」という。）における、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、八雲町の全ての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障がい者就労施設等のうち、八雲町内を所在地とする障がい者就労施設等とする。

5 調達する物品等

町が契約によって調達する物品および役務（以下「物品等」という。）のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

平成 29 年度の調達目標を、100 千円とする。

7 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組みを行う。

(1) 庁内各部署での取組み

庁内各部署では、法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し障がい者就労施設等からの調達に努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

障がい者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、庁内各部署への情報提供を行う。

(3) 調達発注における配慮

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。

- ア 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。
- イ 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

8 物品等の調達における契約

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、法第 9 条第 3 項の規定に基づき町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については法第 9 条第 5 項の規定に基づき、取りまとめ次第速やかに公表する。